⑺　記２⑴に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

⑻　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は令和２年６月26日（金）を予定している。

⑼　詳細は入札説明書による。

⑽　本件は、電子契約によることができる。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Temporary road detailed design on the Tomei Expressway in the Shizuoka area

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 4 June 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 6 August 2020

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年５月11日

支出負担行為担当官

衆議院庶務部副部長

庶務部会計課長事務取扱　白藤　知木

支出負担行為担当官

参議院庶務部副部長

会計課長事務取扱　伊藤　文靖

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13

◎調達機関番号　002　◎所在地番号　13

○第 20 号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　国会議事堂本館耐震診断等業務

⑶　業務内容　本業務は、国会議事堂本館の耐震診断及びそれに必要な建築物調査等の業務を行うものである。

⑷　履行期間　履行期間は、次のとおり予定している。

令和２年７月下旬から令和５年３月31日まで

2　参加資格

⑴　基本的要件

ア．単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後、衆議院及び参議院から一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

③　衆議院及び参議院における平成31・32年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格の業種区分のうち「建設コンサルタント」の資格の認定を受けていること。

④　建設業・製造業を営んでいない者であること。

⑤　衆議院又は参議院から指名停止を受けている期間中でないこと（業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）も含む。）。

⑥　各府省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと（業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）も含む。）。

⑦　支出負担行為担当官が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約ができること。

⑧　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ．設計共同体

①　単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年５月11日付け衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱及び参議院庶務部副部長会計課長事務取扱）に示すところにより、衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱及び参議院庶務部副部長会計課長事務取扱から国会議事堂本館耐震診断等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

②　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑵　技術者の実績要件

技術者が、平成８年４月１日以降の同種又は類似業務の実績を有すること。

3　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成８年４月１日以降の同種又は類似業務の実績

⑶　平成26年４月１日から平成31年３月31日までに履行が完了した国等の営繕事業に係る業務の成績評価

⑷　ＣＰＤの単位取得の状況

⑸　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う（なお、ヒアリングは取り止めることがある。）。）

4　手続等

⑴　担当部局　〒100―0014 東京都千代田区永田町１―７―１（衆議院第二別館７階）　衆議院庶務部営繕課契約係　窪田　桂子　電話03―3581―5111㈹（内線35300）

⑵　業務説明書等の交付期間、場所及び方法等

①　交付期間：令和２年５月11日から令和２年５月21日まで（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和63年法律第105号）第１条に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。）　10時00分から17時00分まで

②　交付場所：⑴に同じ

③　交付方法：入札説明書等の交付を希望する者は、①の期間内にＣＤ―Ｒ（未使用のもの）を持参又はＣＤ―Ｒと所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用封筒を郵送することとし、持参又は郵送したＣＤ―Ｒに入札説明等の電子ファイルを複製したものを無償で交付する。なお、電送によるものは受け付けない。また、交付希望者は必ず事前に⑴に連絡すること。郵送する場合は、簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵便で、交付期間の最終日時までに必ず到着するように発送すること。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

①　提出期限：令和２年５月21日17時00分まで（休日を除く。）

②　提出場所：⑴に同じ

③　提出方法：業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、提出場所に持参又は郵送すること。なお、電送によるものは受け付けない。また、郵送する場合は、簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵便で、提出期限までに必ず到着するように発送すること。